

## 第2章 車両の現状把握

### 2.1 タクシー車両及び福祉車両の現状把握

本節では、タクシー車両及び福祉車両の技術開発動向、普及の度合いを把握することを目的とする。

#### 2.1.1 タクシー車両の要件

タクシー車両の要件は、次のような視点で整理できる。

##### (1) 大きさ

軽自動車、小型自動車、普通自動車等に分類され、寸法は下表のとおりである。

表 2-1 自動車の種別大きさ

|              | 長さ      | 幅        | 高さ      |
|--------------|---------|----------|---------|
| 軽自動車（黄色ナンバー） | 3.4m 以下 | 1.48m 以下 | 2.0m 以下 |
| 小型自動車（5ナンバー） | 4.7m 以下 | 1.7m 以下  | 2.0m 以下 |

##### (2) 定員

タクシーの認可区分別の車両定員を下表に示した。運賃は、タクシー区分毎に異なる場合が多い。

表 2-2 タクシーの一般的な認可区分

| タクシー区分 | 運転手を含む定員 | 車長     | 車種 |
|--------|----------|--------|----|
| 小型     | 5名以下     | 4.6m以下 | 小型 |
| 中型     | 6名以下     | 4.6m以上 | 小型 |
| 大型     | 6名以下     |        | 普通 |
| 特大     | 7名以上     |        | 普通 |

注) 各運輸局、陸運支局により内容が異なる。

出典：岡秀明「ユニバーサルデザインタクシー」自動車技術、2001年7月

車種区分については、以下のとおりとなっています。

| 車種区分  | 自動車の大きさ等  |
|-------|---|
| 特定大型車 | <p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車で乗車定員7名以上のもの及び小型自動車であって乗車定員7名以上のもの。</p> <p>ただし、寝台専用車等(「寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車をいう。以下同じ。 )及び内燃機関を有しない自動車を除く。</p>   |
| 大型車   | <p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車で乗車定員6名以下のもの。ただし、ハイブリッド自動車で総排気量 2,000cc(ディーゼル機関を除く。)以下のもので、自動車の長さが 4.60メートル未満、かつ乗車定員5名以下のもの及び内燃機関を有しない自動車で自動車の長さが 4.60メートル未満、かつ乗車定員5名以下のものを除く。</p> <p>寝台専用車等で乗車定員7名以上のもの。</p>   |
| 中型車   | <p>道路運送車両法施行規則第2条に定める小型自動車(ハイブリッド自動車及び内燃機関を有しない自動車で、自動車の長さが 4.60メートル未満のものを除く。)で乗車定員6名以下のもの。</p> <p>寝台専用車等(同条に定める小型自動車のうち、自動車の長さが4.60メートル未満で乗車定員5名以下のもの及び同条に定める軽自動車を除く。) であって乗車定員6名以下のもの。</p>  |
| 小型車   | <p>道路運送車両法施行規則第2条に定める小型自動車(寝台専用車等を含む。)のうち、自動車の長さが 4.60メートル未満で、乗車定員5名以下のもの。同条に定める軽自動車で、福祉輸送事業のみに使用するもの。</p> <p>ハイブリッド自動車と同条に定める普通自動車のうち総排気量 2,000cc(ディーゼル機関を除く。)以下のもので、自動車の長さが 4.60メートル未満、かつ乗車定員5名以下のもの。</p> <p>内燃機関を有しない自動車で、自動車の長さが4.60メートル未満、かつ乗車定員5名以下のもの。</p> |
| 備考    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ディーゼル機関を搭載した車両については、同一仕様(外寸、内装等)のガソリン車の車種区分を適用する。</li> <li>2. ハイブリッド自動車とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する自動車をいう。</li> <li>3. 自動車の長さについては、特殊なバンパーを装着する自動車は標準バンパーを装着した車両の長さにより、車種区分を決定する。</li> </ol>                            |